◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２２４号(H25. 11. 22)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（１１月１５日～１１月２１日分）
（１）乗合バスが歩行者を撥ねた事故
（２）乗合バスと軽乗用車が衝突した事故
（３）乗合バスの車内事故１
（４）乗合バスの車両火災
（５）乗合バスの車内事故２
（６）乗合バスにトラックが追突した事故
（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
（８）個人タクシーと歩行者が接触した事故
（９）中型トラックが大型トラックに追突した事故
２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
４．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
５．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（２）乗合バスと軽乗用車が衝突した事故
１１月１５日（金）午前６時４５分頃、長崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、軽乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該軽乗用車の運転者が死亡した。
なお、当該乗合バスの運転者にケガはない。
事故現場は、当該バスから見て片側１車線の緩やかな右カーブになっており、事故当時、当該乗合バスは始発ダイヤ運行に向け、始発停留所近くの待機場へと回送運行していたところ、当該軽乗用車がセンターラインを超えそのまま直進してきたため、衝突を避けようとハンドルを右に切ったが避けきれず衝突した模様。

（３）乗合バスの車内事故１
１１月１５日（金）午後７時２０分頃、岩手県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１６名を乗せて運行中、バス停から発車する際、乗客Ａ（女性、６０歳）が手すりに掴まり損ねて転倒し、転倒した乗客Ａの頭部が車内で立っていた別の乗客Ｂ（女性、６４歳）の右足に当たった。
この事故により、当該乗客Ｂが足の骨を折る重傷を負った。
なお、乗客Ａは負傷していない模様。

（４）乗合バスの車両火災
１１月１８日（月）午前８時２５分頃、大阪府において、府内に営業所を置く乗合バスが待機中、エンジンルームから発煙があがった。
この事故による負傷者はいない。
当時、当該バスは次の運行のためにバスターミナル内待機場所にて待機していたところ、エンジンルーム内スターター付近から煙があがり、当該バスの運転者が車内の消火器を使用して鎮火させた模様。

（５）乗合バスの車内事故２
１１月１９日（火）午後１時頃、福島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せて運行中、停留所から発車する際に乗客１名（女性、７２歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰の骨を折る重傷を負った。
事故当時、当該バスが停留所で乗車した当該乗客が手すりに掴まる前に発車したことにより、前のめりの状態となり、それを室内鏡で見ていた当該バスの運転者がブレーキを踏んだところ、今度は後ろ向きに倒れ尻もちをついた模様。

（６）乗合バスにトラックが追突した事故
１１月２０日（水）午前７時４５分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客３５名を乗せて停車中、トラック（白ナンバー）に追突された。
この事故により、当該バスの乗客９名及び運転者の計１０名が軽傷を負った。

事故現場は、見通しのよい片側１車線の直線道路で、事故当時、当該バスが停留所にて乗降客扱いで停車していたところに当該トラックが追突した模様。

（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
１１月１３日（水）午後２時５０分頃、兵庫県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、対向してきたオートバイと衝突した。
この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。
事故現場は、見通しの良い片側１車線のカーブで、事故当時、当該オートバイが何らかの理由により対向車線にはみ出してきた模様。

（８）個人タクシーと歩行者が接触した事故
１１月２０日（水）午前１０時５分頃、東京都において、都内の個人タクシーが空車で走行中、歩行者と接触した。
この事故により、当該歩行者は死亡した。
事故当時、当該タクシーが信号機のない交差点において、当該歩行者と接触した模様。

（９）中型トラックが大型トラックに追突した事故
１１月２０日（水）午前３時１５分頃、静岡県の東名高速道路において、中型トラックが停車していた大型トラックと軽自動車に追突した。
この事故により、当該大型トラックと軽自動車の運転者２名が死亡した。
事故当時、当該大型トラックと軽自動車が事故を起こして路肩に停車していたところに当該中型トラックが当該大型トラックに追突し、車両の外へ出ていた双方の運転者２名が死亡した模様。

◇◇◇

◇◇◇

確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【４．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【５．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇

【６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

【訂正とお詫び】

新たに義務付け対象となった安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出日を「平成２６年１０月６日まで」と記載しておりましたが「平成２６年１月６日まで」の誤りでしたので訂正するとともに、お詫び申し上げます。

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇

【７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆